

内閣感染症危機管理統括庁 Instagram アカウント運用方針

令和6年7月2日

内閣感染症危機管理統括庁

内閣感染症危機管理統括庁では、新型インフルエンザや薬剤耐性菌、エボラ出血熱等の感染症対策に係る注意喚起やイベントの告知・募集等について、より一層の広報活動の充実を図るため、Instagram アカウント(Kanbou_kansen)を取得し、情報発信を行います。

Instagram を通じた情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

1. 投稿内容

- (1)内閣感染症危機管理統括庁のホームページの記事の更新情報及び該当記事の URL
- (2)新型インフルエンザや薬剤耐性菌、エボラ出血熱等の感染症対策に係る注意喚起等、重要な情報
- (3)新型インフルエンザや薬剤耐性菌、エボラ出血熱等の感染症対策に係るイベントの告知・募集等
- (4)その他、新型インフルエンザや薬剤耐性菌、エボラ出血熱等の感染症対策に関連する国民のニーズの高い情報や周知する必要のある情報
- (5)内閣感染症危機管理統括庁担当職員の発言(担当職員の日常における経験や感想等。内閣感染症危機管理統括庁としての公式見解、方針等を述べるものではありません。)

2. 投稿者

内閣感染症危機管理統括庁

3. 注意事項

(1)以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のない書き込みや下記事項に該当すると判断した書き込みは、予告なく削除又は利用制限等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法令に違反し、又は違反するおそれがある場合
- ・公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・犯罪行為等を誘発し、又は誘発するおそれがある場合

- ・本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいするなどプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれがある場合
 - ・第三者に損害または不利益を与え、又は与えるおそれがある場合
 - ・第三者を誹謗中傷し、又は誹謗中傷するおそれがある場合
 - ・政治・宗教・営利活動等を目的としている場合
 - ・同一の利用者により、同一内容の書き込みや似通った書き込みが繰り返し投稿される場合
 - ・記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なる、又は誤解を招くおそれがある場合
 - ・Instagram の利用規約に反する場合
 - ・有害なプログラムへの誘導をする場合
 - ・内閣感染症危機管理統括庁の発信する内容の一部又は全部を改変する場合
 - ・その他、運営上、不相当であると判断される場合
- (2) 当 Instagram アカウントへの返信、ダイレクトメッセージへの個別の対応はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 当 Instagram アカウントから一般のアカウントへのフォローは原則として行いません。ただし、国、政府機関、地方公共団体又は公共性の高い機関については必要に応じフォローすることがあります。

4. 知的財産権

当 Instagram ページに掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は内閣感染症危機管理統括庁又は正当な権利を有する者に帰属します。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

5. 免責事項

(1) 当 Instagram ページに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が当 Instagram ページの情報をを用いて行う一切の行為については、当庁は何ら責任を負うものではありません。

(2) 下記の事項等につきまして当庁は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

- ・利用者が当 Instagram ページを利用したことにより、又は利用できなかったことにより被った損害
 - ・当 Instagram ページに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害
 - ・当 Instagram ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害
- (3) 上記の他、当 Instagram アカウントに関連して生じたいかなる損害についても当庁は一切の責任を負いません。

6. 運用方針の変更

この運用方針は、事前に告知なく変更する場合があります。